

国指定西表鳥獣保護区
西表特別保護地区
指定計画書（案）

平成23年 月 日
環境省

1. 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

西表特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

沖縄県八重山郡竹富町所在国有林 108 林班は小班と 207 林班ろ小班と 207 林班は小班の接点を起点とし、同所から 108 林班は小班界に沿って東進し北緯 24 度 21 分 36.53 秒、東経 123 度 48 分 27.64 秒に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域、109 林班い小班、110 林班から 119 林班まで、120 林班及び 121 林班のうち 191 林班と 193 林班と 120 林班の接点と北緯 24 度 19 分 3.05 秒、東経 123 度 52 分 51.45 秒を結んだ線から西側の区域、122 林班から 127 林班まで、128 林班い小班、129 林班い小班、136 林班ほ・ハ小班、137 林班ろ小班、北緯 24 度 19 分 51.35 秒、東経 123 度 47 分 47.05 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 19 分 45.67 秒、東経 123 度 47 分 55.3 秒まで至り、同所から北緯 24 度 19 分 44.12 秒、東経 123 度 47 分 53.15 秒まで至り、同所から北緯 24 度 19 分 44.1 秒、東経 123 度 47 分 41.21 秒まで至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域、147 林班ほ小班、北緯 24 度 19 分 1.37 秒、東経 123 度 48 分 8 秒を起点とし、同所から北方向へ直進し 148 林班い小班との交点に至り、同所から 148 林班界を北西に進み北緯 24 度 19 分 17.08 秒、東経 123 度 47 分 49.06 秒に至り、同所から北緯 24 度 19 分 21.07 秒、東経 123 度 47 分 49.53 秒まで至り、同所から 148 林班い小班界を東進し起点に至る線により囲まれた区域、148 林班に小班、北緯 24 度 18 分 41.04 秒、東経 123 度 47 分 58.67 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 18 分 47.16 秒、東経 123 度 47 分 59.75 秒に至り、同所から北緯 24 度 18 分 47.08 秒、東経 123 度 48 分 4.34 秒に至り、同所から同所と 149 林班は小班の南端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から 149 林班ろ小班界を北進し起点に至る線により囲まれた区域、149 林班に小班、北緯 24 度 18 分 4.94 秒、東経 123 度 45 分 31.7 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 18 分 7.34 秒、東経 123 度 45 分 59.08 秒まで至り、同所から 157 林班ろ小班界を南進し起点に至る線により囲まれた区域、157 林班ろ小班と 152 林班に小班と 179 林班い小班的接点を起点とし、同所から 157 林班ろ小班界を南西へ進み北緯 24 度 18 分 7.39 秒、東経 123 度 46 分 3 秒まで至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を東進し起点に至る線により囲まれた区域、北緯 24 度 17 分 18.26 秒、東経 123 度 46 分 4.38 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 17 分 27.5 秒、東経 123 度 46 分 5.48 秒まで至り、同所から北緯 24 度 17 分 35.56 秒、東経 123 度 46 分 1.71 秒まで至り、同所から北緯 24 度 17 分 34.47

秒、東経 123 度 45 分 51.62 秒まで至り、同所から北緯 24 度 17 分 40.23 秒、東経 123 度 45 分 27.1 秒まで至り、同所から北緯 24 度 17 分 51.96 秒、東経 123 度 45 分 31.77 秒まで至り、同所から北緯 24 度 18 分 1.42 秒、東経 123 度 45 分 29.17 秒まで至り、同所から北緯 24 度 18 分 4.94 秒、東経 123 度 45 分 31.7 秒まで至り、同所から 158 林班ろ小班界を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域、北緯 24 度 17 分 2.61 秒、東経 123 度 46 分 6.57 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 17 分 18.26 秒、東経 123 度 46 分 4.38 秒まで至り、同所から 159 林班ろ小班界を東進し起点に至る線により囲まれた区域、166 林班ろ小班と 166 林班は小班と 167 林班ろ小班の接点を起点とし、同所から 166 林班ろ小班界に沿って北西に進み北緯 24 度 17 分 46.69 秒、東経 123 度 41 分 4.55 秒に至り、同所から北緯 24 度 17 分 58.35 秒、東経 123 度 41 分 21.6 秒まで至り、同所から北緯 24 度 18 分 7.91 秒、東経 123 度 41 分 26.75 秒まで至り、同所から北緯 24 度 18 分 10.72 秒、東経 123 度 41 分 24.33 秒まで至り、同所から 166 林班は小班界を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域、167 林班、168 林班、北緯 24 度 17 分 58.34 秒、東経 123 度 42 分 11.04 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 17 分 50.13 秒、東経 123 度 42 分 26 秒まで至り、同所から北緯 24 度 17 分 49.4 秒、東経 123 度 42 分 33.28 秒まで至り、同所から北緯 24 度 17 分 57.04 秒、東経 123 度 42 分 41.28 秒まで至り、同所から 169 林班に小班の西端に至り、同所から 169 林班は小班界を東進し起点に至る線により囲まれた区域、北緯 24 度 16 分 36.17 秒、東経 123 度 49 分 26.48 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 16 分 32.26 秒、東経 123 度 49 分 14.48 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 36 秒、東経 123 度 48 分 57.59 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 35.23 秒、東経 123 度 48 分 41.4 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 26.06 秒、東経 123 度 48 分 18.2 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 35.07 秒、東経 123 度 48 分 0.47 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 39.24 秒、東経 123 度 47 分 42.76 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 37.51 秒、東経 123 度 47 分 40.06 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 46.53 秒、東経 123 度 47 分 27.62 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 45.69 秒、東経 123 度 47 分 15.9 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 49.06 秒、東経 123 度 46 分 58.29 秒まで至り、同所から北緯 24 度 16 分 47.64 秒、東経 123 度 46 分 46.52 秒まで至り、同所から 171 林班界を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域、173 林班い・イ小班、172 林班と小班と 173 林班は小班と 174 林班は小班の接点を起点とし、同所から 173 林班は小班界を北進し北緯 24 度 17 分 18.29 秒、東経 123 度 50 分 40.88 秒まで至り、同所から北緯 24 度 17 分 9.71 秒、東経 123 度 50 分 40.63 秒まで至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域、174 林班い・は小班、175 林班ろ

班、176 林班から 181 林班まで、182 林班ろ小班、183 林班い・ろ・ろ 1・は・
口小班、184 林班い小班、北緯 24 度 18 分 34.3 秒、東経 123 度 51 分 36.53 秒
を起点とし、同所から北緯 24 度 18 分 37.8 秒、東経 123 度 51 分 31.86 秒まで
至り、同所から北緯 24 度 18 分 34.16 秒、東経 123 度 51 分 10.86 秒まで至り、
同所から北緯 24 度 18 分 38.45 秒、東経 123 度 50 分 58.28 秒まで至り、同所
から北緯 24 度 18 分 50.21 秒、東経 123 度 50 分 51.97 秒まで至り、同所から
184 林班は小班界を東進し起点に至る線により囲まれた区域、184 林班は 1 小
班、184 林班は小班と 184 林班は 1 小班と 184 林班は 2 小班的接点を起点とし、
同所から 184 林班は 2 小班界を北東に進み起点に至る線により囲まれた区域、
184 林班ろ小班、185 林班い・は・ハ小班、186 林班ろ小班、北緯 24 度 19 分
3.05 秒、東経 123 度 52 分 51.45 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 18 分 53.71
秒、東経 123 度 52 分 48.4 秒まで至り、同所から北緯 24 度 18 分 48.74 秒、東
経 123 度 52 分 57.8 秒まで至り、同所から 190 林班い小班界を南進し起点に至
る線により囲まれた区域、190 林班ろ小班、191 林班、195 林班、197 林班は小
班、北緯 24 度 21 分 33.37 秒、東経 123 度 54 分 46.22 秒を起点とし、同所か
ら北緯 24 度 21 分 20.52 秒、東経 123 度 54 分 45.12 秒まで至り、同所から北
緯 24 度 21 分 10.95 秒、東経 123 度 54 分 41.84 秒まで至り、同所から 197 林
班は小班と 198 林班に小班と 198 林班ほ小班との接点まで至り、同所から 198
林班ほ小班界を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域、199 林班と 200
林班い小班と 200 林班い 1 小班的接点を起点とし、同所から北緯 24 度 22 分
0.5 秒、東経 123 度 54 分 21.5 秒まで至り、同所から北緯 24 度 21 分 53.09 秒、
東経 123 度 54 分 26.9 秒まで至り、同所から北緯 24 度 21 分 46.21 秒、東経
123 度 54 分 39.11 秒まで至り、同所から北緯 24 度 21 分 33.37 秒、東経 123
度 54 分 46.22 秒まで至り、同所から 199 林班界を西進し起点に至る線により
囲まれた区域、200 林班い・ろ小班、201 林班い小班、北緯 24 度 22 分 37.34
秒、東経 123 度 52 分 29.1 秒を起点とし、同所から北緯 24 度 22 分 26.85 秒、
東経 123 度 52 分 51.25 秒まで至り、同所から北緯 24 度 22 分 31.64 秒、東経
123 度 52 分 54.05 秒まで至り、同所から 202 林班ろ小班界を南進し起点に至
る線により囲まれた区域、北緯 24 度 22 分 49.66 秒、東経 123 度 51 分 49.77
秒を起点とし、同所から北緯 24 度 22 分 46.67 秒、東経 123 度 52 分 8.48 秒ま
で至り、同所から北緯 24 度 22 分 49 秒、東経 123 度 52 分 14.95 秒まで至り、
同所から北緯 24 度 22 分 47.84 秒、東経 123 度 52 分 20.03 秒まで至り、同所
から北緯 24 度 22 分 38.63 秒、東経 123 度 52 分 29.55 秒まで至り、同所から
203 林班は 1 小班界を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域、北緯 24
度 22 分 49.42 秒、東経 123 度 49 分 53.2 秒を起点とし、同所から 205 林班ろ
小班界を東進し北緯 24 度 22 分 34.83 秒、東経 123 度 49 分 52.7 秒まで至り、

同所から同所と起点を結ぶ直線を北進し起点に至る線により囲まれた区域、北緯 24 度 22 分 34.83 秒、東経 123 度 49 分 52.7 秒を起点とし、同所から 206 林班は小班界を南東に進み北緯 24 度 22 分 34.83 秒、東経 123 度 49 分 36.6 秒まで至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を東進し起点に至る線により囲まれた区域、207 林班は小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 43 年 10 月 31 日まで (20 年間)

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、八重山諸島西部にある西表島に位置し、沖縄県内で屈指の標高を有する古見岳 (標高 469.5m)、テドウ山 (標高 441.2m)、御座岳 (標高 420.4m) を含んだ島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部並びに島北西部の一部から構成されている。

当該区域のうち、島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部の区域の植生は主にスダジイやオキナワウラジロガシなどの亜熱帯常緑広葉樹林で構成された原生かつ広大な亜熱帯林に覆われており、島北西部の一部の区域は浦内川河口部に位置し、広大なマングローブ林を構成している。

このような自然環境を反映して、当該区域には絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (平成 4 年法律第 75 号) に基づく国内希少野生動物種であり、環境省レッドリストの絶滅危惧 I A 類に掲載されているイリオモテヤマネコ、カンムリワシが確認されており、また同絶滅危惧 I B 類のキンバトなどの希少な鳥獣が島内の幅広い地域にわたって生息している。当該区域は、これまでの調査でイリオモテヤマネコが特に多く確認されており、また餌となる生物も多数確認されていることから餌場としても良好な生息環境を有していると考えられる。

このように当該区域は、西表鳥獣保護区の中でも特にイリオモテヤマネコをはじめとする希少鳥獣の生息地として保護の必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2. 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣生息地の特別保護地区として、イリオモテヤマネコなどの保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 鳥獣のモニタリング調査を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥獣の生息環境を脅かすような行為、ごみの不法投棄等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、NPO、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

3. 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 9,999 ha

内訳

ア 形態別内訳

林野	9,999 ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地 9,999 ha	{	国有林(林野庁所管)	9,999 ha	{	保安林	9,999 ha		
		国有林以外の国有地	— ha		制限林	9,469ha	砂防指定地	— ha
					普通林	530 ha	その他	— ha

地方公共団体有地	— ha
私有地等	— ha
公有水面	— ha

ウ 他の法令(条例を含む)による制限区域

自然環境保全法による地域 — ha

自然公園法による地域 5,863 ha

西表石垣国立公園 特別保護地区 1,788 ha

特別地域 4,077 ha

文化財保護法による地域

ウブンドルのヤエヤマヤシ群落 49 ha

仲間川天然保護区域 285 ha

国指定星立天然保護区域 70 ha

4. 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域を擁する西表島は、八重山諸島に位置し、沖縄島から南西へ約 460 km、石垣島からは西へ約 30 km の距離にある。島は周囲およそ 130 km、面積 284 km² であり、沖縄県では沖縄島に次ぐ大きな島である。

当該区域は沖縄県内で屈指の標高を有する古見岳（標高 469.5 m）、テドウ山（標高 441.5 m）、御座岳（標高 420.7 m）を含んだ島内中心部から南側海岸部にかけての区域及び崎山半島の一部並びに島北西部の一部から構成される。

イ 地形地質等

西表島は、急峻な斜面上に平らな山地がある台形状で、低地はおもに海岸線沿いのみという特徴を持つ。島の中心部は古見岳、テドウ山、御座岳、南風岸岳など標高 400 m 以上の山々が緩やかな尾根を連ねる山岳地帯で、海岸に向かって定高性の階段地形を形成している。また、中央部の山地は仲間川や浦内川の上流域やその支流が多く含まれているため、斜面は急傾斜の深い V 字溪谷によってきざみ込まれ、起伏の多い複雑な地形となっている。島内南側海岸部及び崎山地域の海岸部については標高 200～300 m の断層崖になっている。

地質については、当該区域の大部分が石灰質砂岩を伴った砂岩や頁岩の互層から成る新第三紀中新世八重山層群で構成されており、一部地域には野底層の安山岩質凝灰角礫岩、沖積層などが分布している。なお、土壌としては島全域が主に国頭マージと呼ばれる弱～強酸性の赤・黄色土壌で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域を構成している丘陵・山岳の大部分は、スダジイ、オキナワウラジロガシ、イスノキ、タブノキなどの亜熱帯常緑広葉樹林が優占しており、また崎山では常緑針葉樹林も分布している。スダジイは山腹より上部の凸部に分布し、オキナワウラジロガシは主に山腹から谷にかけての凹地形に見られるが、両種が混在している場所も多く見られる。その他の高木には、ホルトノキ、コバンモチ、モッコク、サカキなど、亜高木にはヤブツバキ、クニガミヒサカキ、シャシャンポ、イヌガシなど、また低木にはルリミノキ、オニヘゴ、ヤマヒハツなどが優占した箇所が亜熱帯の景観を呈している。

南東に位置する仲間川の下流から河口一帯までは、主にメヒルギ等のヒルギ類で構成されたマングローブ林が群落を成して分布している。西表のマングローブ林は、日本で最大の規模を持つだけでなく、その構成種が豊富であり、またそれらが海岸線から内陸部にむかって一定の配列で分布している点が非常に貴重で

ある。

エ 動物相の概要

当該区域でこれまで生息が確認されている鳥類は、国内希少野生動植物種であるカンムリワシ、ヨナクニカラスバト、キンバトなど11目32科108種である。哺乳類は、イリオモテヤマネコ、リュウキュウユビナガコウモリ、ヤエヤマオオコウモリ、リュウキュウイノシシ、ジャコウネズミなど5目8科8種が生息している。

当該区域で近年の調査により生息が確認された鳥獣は下記(2)のとおり鳥類10目22科38種、哺乳類4目4科4種である。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

なし

5. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6. 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 8本 |
| (2) 案内板 | 2基 |